

令和6年3月13日 経済環境委員会資料 農林水産部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件
（富山市農業集落污水处理施設条例の一部改正） 1
- 2 富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例
の一部を改正する条例制定の件 2

【農業集落排水事業会計】

1 富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件
(富山市農業集落汚水処理施設条例の一部改正)

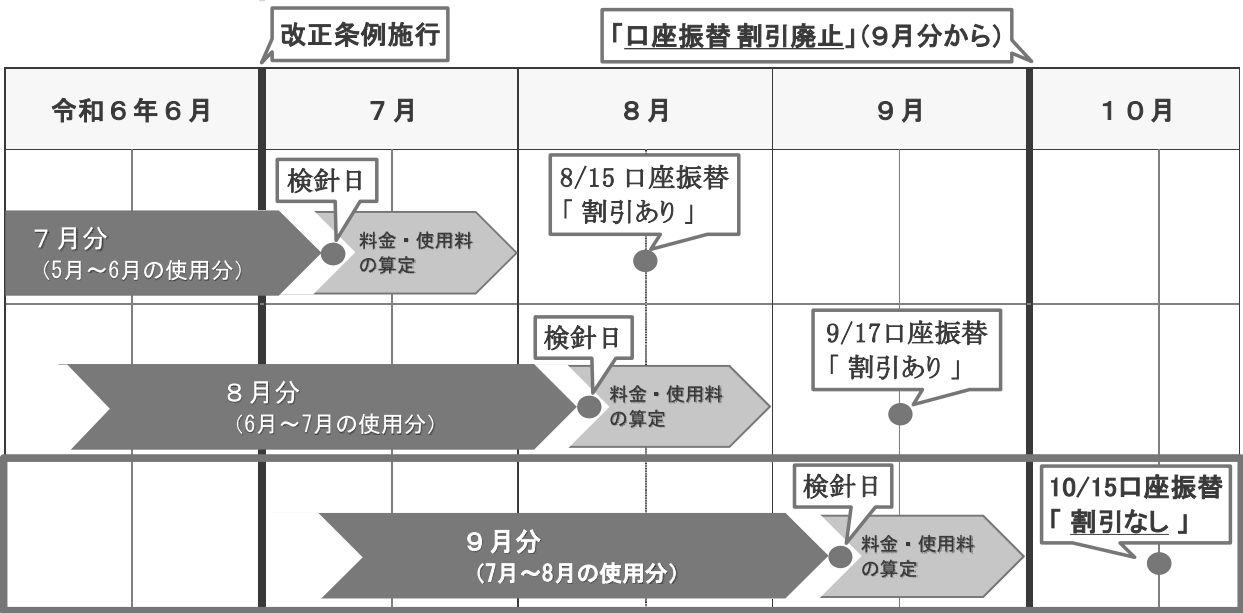
[農村整備課]

(1) 趣旨

水道料金及び下水道使用料等の口座振替の方法による納入に係る割引制度の廃止に伴い、「富山市水道事業給水条例」、「富山市下水道条例」、「富山市地域し尿処理施設に関する条例」及び「富山市農業集落汚水処理施設条例」の一部を改正するもの。

(2) 口座振替割引の廃止

令和6年9月分（7月～8月の使用分）の料金・使用料の支払いに係る口座振替（10月15日振替）から割引を廃止する。



(3) 施行期日

令和6年7月1日

2 富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等 条例の一部を改正する条例制定の件

[農業振興課]

(1) 趣旨

富山市立黒瀬谷公民館を富山市黒瀬谷交流センターに移転・集約化し、今後、教育委員会所管の公民館として位置付けるため、富山市農村環境改善センター等条例の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

富山市農村環境改善センター等条例から対象施設を削除するもの。

対象施設	所在地
富山市黒瀬谷交流センター	富山市八尾町小長谷 352 番地

(3) 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日